

くすのき広域連合広告掲載事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、くすのき広域連合広告掲載要綱（平成28年7月8日施行。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、くすのき広域連合（以下「広域連合」という。）が管理する広告媒体に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容及び規制業種等)

第2条 要綱第4条第2項各号の規定は、広告からのリンク先として広告主が指定した広域連合ホームページ又はウェブサイトの内容についても適用する。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合ホームページ トップページ下部とする。
- (2) その他の媒体 封筒等に広告する場合は、その媒体の余白部分とし、その用途又は目的を妨げない範囲内とする。

(広告掲載の期間)

第4条 広告掲載の期間は、月単位とし、複数月掲載することができる。

- 2 広域連合ホームページによる広告掲載は、月の初日から開始し、月の末日で終了するものとし、掲載開始日の午前9時から掲載を開始し、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。
- 3 メンテナンス等により広域連合ホームページを閉鎖している期間についても広告の掲載期間に含まれるものとする。
- 4 その他の媒体による掲載期間は、その用途の目的が完了されたことで終了とする。

(広告の掲載料)

第5条 広告掲載料は、次のとおりとする、

- (1) 広域連合ホームページは、1枠を単位とし、1か月あたり10,000円とする。
- (2) その他の媒体については、掲載料に関し必要な事項は、くすのき広域連合長（以下「広域連合長」という。）が別に定める。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合ホームページ
 - ア. 広告の大きさは、縦60ピクセル、横200ピクセルとする。
 - イ. 画像形式は、BMP形式、JPG形式、JPEG形式、GIF形式又はPNG形式とする。
 - ウ. 容量は、20MB以内とする。
- (2) その他の媒体 その媒体の用途及び目的を妨げない余白部分の範囲とし、掲載前に広域連合と協議し、その承認を受けることとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 要綱第10条に規定する掲載希望者は、同条に規定する広告掲載申込書を広域連合長が指定した期日までに、広域連合長に申し込むものとする。

(優先的な掲載)

第8条 広告の掲載は、まず地域性の高いもの、次に公共性の高いものを優先的に掲載するものとし、その優先順位は次の各号の順とする。

- (1) 守口市、門真市及び四條畷市に事業所等を有するもの
- (2) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (3) 政府や地方公共団体が公益性を保持する観点から経営に参画する企業
- (4) 私企業のうち公共性の高いもの
 - ア. 電力、ガス供給、旅客運輸、通信、新聞、放送等
 - イ. 広域連合関係市内に本店又は支店を有する各種銀行、信用金庫、信用組合又は農業協同組合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が適当と認めるもの

(広告掲載の決定)

第9条 広域連合長は、第7条の規定による申込みを受けたときは、その掲載の可否を決定しなければならない。

2 掲載する広告の可否について疑義が生じた場合は、要綱第13条に規定するくすのき広域連合広告審査委員会での審査を行わなければならない。

3 広域連合長は、第1項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果等に掲載希望者に要綱第11条に規定する広告掲載可否決定通知書により通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告掲載の決定を受けた掲載希望者（以下「広告主」という。）は、広告の原

稿を広域連合長が指定する期日までに、広域連合長が指定する場所に提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第11条 広域連合長は、要綱第18条各号の規定に該当したとき及び広告主ホームページが事前の連絡なく閉鎖されたときは、広告の掲載期間中であっても、広告主に通知することなく広告掲載決定を取り消すことができる。

(リンク先)

第12条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、その内容を広域連合長が指定した期日までに提出しなければならない。

(広告主の責任)

第13条 広告については、広域連合が推奨するものではなく、広告の内容等、掲載された広告に関しては、広告主が一切の責任を負う。

(細目)

第14条 この要領に定めるもののほか広告掲載に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年9月13日から施行する。